

次の世代へ住みよい狭山を
引き継ぐために



分野別施策の概要

この素案では、第1章から6章
までに掲げるまちづくりを目標し
て、市民皆さんとともに、計画を推
進していくこととしています。

第1章 環境基盤

緑豊かで環境と共生するまち

- 1 環境の保全の総合的な推進
環境施策の総合的な推進 地
球環境の保全 環境学習の促進
- 2 自然環境の保全と活用
緑地の保全と活用 自然生
態の保護
- 3 快適な生活環境の確保
公害対策の充実 河川の浄

第2章 健康福祉

元気で幸せに暮らせるまち

- 1 健康づくりの推進と保健・医療の充実
健康づくりの推進 保健予防
対策の充実 地域医療体制の充実
- 2 地域福祉体制の確立
地域福祉の推進
- 3 高齢者福祉の充実
高齢者の生活の充実 介護予
防の充実 介護サービスの充実
- 4 障害者福祉の充実
自立支援の促進 社会参加
の促進
- 5 児童福祉の充実
子育て支援の充実 要保護児
童対策などの充実
- 6 社会保障の推進
社会保障制度の円滑な運用

第3章 都市基盤

快適で魅力のあるまち

- 1 安全で快適なまちづくりの推進
計画的なまちづくりの推進
雨水・いっ水対策の推進 公
園整備・都市緑化の推進
- 2 良好な市街地の整備
中枢拠点の整備 地域拠点

- の整備 周辺市街地の整備
- 3 道路・交通網の整備・充実
道路網の計画的な整備 道
路環境の整備 公共交通の充実
- 4 上下水道の整備
上下水道の整備 公共下水道
の整備

第4章 産業経済

活力のある産業を育てるまち

- 1 総合的な産業振興の推進
企業誘致の推進と新事業の創
出 地域産業の支援体制の充実
- 2 地域産業の振興
商業の活性化 工業の活性化
農業の活性化 観光の振興
- 3 雇用と労働環境の充実
雇用の促進と勤労者福祉の充実

第5章 教育文化

人を育み文化を創造するまち

- 1 生涯学習の振興
生涯学習の推進 スポーツ・
レクリエーション活動の促進
- 2 次世代教育の充実
教育内容の充実 教育環境
の充実 地域に根ざした教育
の推進 青少年の健全育成
- 3 人権尊重と平和意識の高揚
人権尊重意識の高揚 平和
意識の高揚
- 4 文化振興と国際交流の推進
創造性豊かな文化の振興

国際交流の推進

第6章 市民生活

安全で生活しやすいまち

- 1 成熟した地域社会の実現
コミュニティ活動の促進
男女共同参画の推進 安全安
心な消費生活の実現
- 2 情報化の推進
高度情報化社会への対応
- 3 住宅の充実
住宅などの整備
- 4 防災・消防体制の充実
総合的な危機管理体制の確立
防災対策の充実 消防・救急
体制の充実
- 5 交通安全・防犯対策の充実
交通安全対策の充実 防犯
対策の充実
- 6 基地対策の充実
障害防止対策の充実 周辺
環境整備の充実

計画の推進のために

- 1 市民参画と協働によるまちづくりの推進
市民参画と協働の機会の拡充
透明で開かれた市政の推進
- 2 健全な行財政運営の推進
効率的・効果的な行政運営の
推進 機能的な組織運営の推進
健全な財政運営の推進
- 3 行財政改革の推進
行財政改革の推進

中期基本計画(案)に

皆さんの声を

ぜひお寄せください

市では重要な計画などを立案する際に、市民皆さんのご意見を伺い、政策決定過程への市民参画を進めるパブリックコメント制度・市民への意見公募手続を今年度中に開始する予定です。

そのようなか、今後5年間の市政の指針となる狭山市総合振興計画・中期基本計画の策定に当たり、この計画案に対する皆さんのご意見を求めることになりました。意見の募集方法は、中期基本計画(案)を公表し、いただいたご意見には、計画案への反映なども含め、市の考え方として公表していきます。ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

パブリックコメント制度とは

パブリックコメント制度とは、市の重要な計画案などの策定過程で、その素案段階を市民の皆さんに公表し、

お寄せいただいた意見などを考慮して計画案などに反映させ、皆さんからの意見と、それに対する市の考え方を公表する一連の手続き

です。この手続きを経ることで、より一層開かれた市政運営を目指していきます。

なお、この制度は、計画案などをより良いものにするための意見を募り、計画案策定の際に参考とするもので、賛成・反対などを問うものではありません。

意見募集の流れ

市では、第3次狭山市総合振興計画中期基本計画の策定に当たり中期基本計画(案)を公表し、市民皆さんのご意見を募集します。

公表

期間 8月29日 ～ 9月11日
公表方法・閲覧場所 狭山市公式ホームページ 市役所
(政策企画課 行政資料室)
地区センター 公民館 図書館

意見の提出

提出期間 8月29日 ～ 9月11日、17時必着
意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の方 市内に事務所・事業所を有する個人か法人 計画案の利害関係者
必ず住所と氏名を明記。在勤の方は勤め先の会社名と所在地、在学の方は学校名、事業所は名称・所在地・代表者名、利害関係者は事由を明記。個人情報 は公開しません
提出方法 狭山市公式ホームページ内専用フォーム

FAX 郵送 電子メール
直接持参

結果公表は
10月上旬ごろ

いただいたご意見やそれに対する市の考え方を広報さやまや市の公式ホームページなどでお知らせします。なお、個別への回答はしません。また、類似する意見を多数いただいた場合は、意見を集約して公表しますのでご了承ください。

振興計画審議会で審議

中期基本計画の決定
市民への公表は12月上旬ごろ

意見の提出先・問合せ

政策企画課へ 内線 7132
〒350 1380
入間川 1 23 5
FAX 2954 6262
〒350 1380
✉ kikaku@city.sayama.saitama.jp